

盛岡市都南分庁舎広告付き総合案内板設置及び取扱業務仕様書

1 業務内容

(1) 業務の名称

盛岡市都南分庁舎広告付き総合案内板設置及び取扱業務

(2) 設置場所

盛岡市津志田 14 地割 37 番地 2

盛岡市役所都南分庁舎 1 階

(3) 業務内容

本業務を取扱う事業者(以下「取扱事業者」という。)は盛岡市役所都南分庁舎内に、庁舎案内枠、地図枠、広告枠で構成された広告付き総合案内板(以下「総合案内板」という。)を製作、設置、維持管理するとともに、同広告枠に掲出する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。

(4) 業務期間

業務期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

なお、令和 5 年 4 月 1 日以降については、1 年ごとに行政財産使用許可の更新を受けることにより、行政財産の使用許可を開始した日から 4 年間を限度として延長できる。また、設置工事等の日程については市と協議すること。

2 設備内容

(1) 規格, 数量

縦(高さ)2,300mm×横(幅)2,616mm×奥行き 90mm 程度 1 基

(2) 設備, デザイン及び色調

- ① 本体枠に鋼板フレームなどの耐久性及び耐光性のある素材を使用すること。また、庁舎案内や地図及び広告部分は表面をアクリル板などで適切に保護するか、強度のあるものを選定すること。
- ② 本体枠の角が鋭利にならないよう加工すること、燃えにくい部材を使用することなど安全を確保できるものとする。
- ③ 照明の光源は、省エネ・環境に配慮し、LEDを採用すること。また、市が状況に応じて電源の入切および調光できるものであること。
- ⑤ 周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。
- ⑥ 表示する内容及びデザイン等について事前に市と協議すること。

(3) 庁舎案内枠

- ① 市が指定した各階フロア毎の課名等を表示すること。
- ② 市の組織改編等に際し、少なくとも年 1 回以上情報更新を行うこと。

(4) 地図枠

- ① 地図枠は市庁舎周辺図及び盛岡市全域図を表示すること。
- ② 色覚に障がいのある方に配慮した配色等でデザインすること。
- ③ 地図情報の更新は、少なくとも年 1 回以上行うこと。ただし、特に変更の必要がないと市が認めるときは、その限りではない。

(5) 広告枠

- ① 広告を掲載できる者および広告内容等は、「盛岡市広告掲載要綱」「盛岡市広告掲載基準」「盛岡市都南分庁舎広告付き総合案内板広告掲載取扱要領」に定めるところによる。
- ② 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、民間企業等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。
- ③ 広告枠の広告主が、地図上でどこに位置するのか分かるように座標番号等で表示することができるものとする。

3 設置及び運用

- (1) 設置場所が公共用施設であることを十分に考慮すること。
- (2) 取扱事業者は、案内板の製作及び設置並びに撤去する際の原状回復に関する一切の費用を負担すること。
- (3) 庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分に講ずること。なお、万一の事故等が発生した場合は、取扱事業者の責任において対応すること。
- (4) コンセントから総合案内板までの配線工事等は、取扱事業者の責任と負担において行うこと。
- (5) 機器の不具合、故障等に速やかに対応すること。
- (6) 総合案内板に係る問い合わせ先は取扱事業者である旨を注記すること。

4 広告掲載について

- (1) 取扱事業者は、広告主の募集、審査申請等の受付代行、広告物の事前確認、掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 広告内容審査について
 - ① 広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
 - ② 広告物の出力見本提出後、市において内容審査を行うこととする。このとき、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、取扱事業者は速やかに対応しなければならない。なお、修正等に係る費用は、取扱事業者が負担することとする。
- (3) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示できるものとする。この場合において、市は、広告主又は取扱事業者に対して、賠償の責を負わない。
- (4) 取扱事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- (5) 総合案内板及び広告内容等に関する一切の責任は取扱事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- (6) 市に対して第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合においても、取扱事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は一切の責任及

び負担を負わない。

5 市に納入する使用料等について

(1) 行政財産使用料

盛岡市行政財産使用料条例（昭和 40 年 3 月 29 日条例第 9 号）第 2 条及び第 3 条の規定により，総合案内板設置位置とする指定場所の使用面積（庁舎案内枠分を除く）に応じて算出した額を市が発行する納入通知書により，指定する期日までに全額納入すること。

(2) 電気使用料及びその他経費

電気使用料については，総合案内板の消費電力等に応じ算出した額を市が指定する方法により納入すること。また，総合案内板の設置及び撤去に要する工事費，移転費その他必要とされる一切の経費は取扱事業者の負担とする。

(3) 広告掲出料

広告掲出料は，取扱事業者として決定した者が提示した応募価格に消費税及び地方消費税を加えた額をもって，年額広告掲出料とし，市が発行する納入通知書により，指定する期日までに全額納入すること。

(4) 市は，取扱事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても，一旦納入された広告掲出料等は返還しない。

6 その他

(1) 本仕様書に定めるもののほか，関係法令を遵守すること。

(2) この仕様書に明記されていない細部の事項については，市の指示に従うものとする。

(3) 業務の実施にあたり，疑義が生じたときは，市及び取扱事業者両者が協議にて，これを解決するものとする。